令和６年度　部活動方針
伊勢崎市立四ツ葉学園中等教育学校

１　目的

学校教育の一環として、生徒の自主的、自発的な参加により行い、スポーツや文化及び科学に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等を図る。

２　本年度の部活動

（１）本年度設置する部活動について

運動部、文化部（同好会、団体）を設け、それぞれ顧問教師１名以上、生徒に部長、副部長各１名をおく。

【前期運動部】

軟式野球部、陸上競技部、男子ソフトテニス部、女子ソフトテニス部、女子バレーボール部、サッカー部、男子バスケットボール部、女子バスケットボール部、卓球部、女子バドミントン部、剣道部

【前期文化部】

吹奏楽部、美術部、文芸部、ＪＲＣ・インターアクト部、英語部

【後期運動部】

硬式野球部、陸上競技部、男子ソフトテニス部、女子ソフトテニス部、女子バレーボール部、サッカー部、男子バスケットボール部、女子バスケットボール部、卓球部、女子バドミントン部、剣道部、弓道部、硬式テニス部

【後期文化部】

吹奏楽部、美術部、文芸部、調理部、ＪＲＣ・インターアクト部、英語部、書道部、茶華道部、演劇部、写真部、科学部

（２）活動計画

顧問教員は、月ごとの部活動実施計画を作成する。顧問教員、生徒、保護者は、部活動の趣旨を正しく理解し、休養日の設定や活動時間について適正な運営に留意する。活動の成果を追い求めるあまり家庭生活や学校生活に支障をきたすほどの登校時刻とならないよう、また、下校時刻を過ぎても部活動が継続するようなことのないように留意し、生徒にとってバランスの良い生活リズムとなるよう配慮する。

（３）活動日及び活動時間について

①　週当たりの休養日の設定

（前期課程）　・週２日以上（平日に１日と土・日曜日のいずれか１日は必須）の休養日を設定する。（詳細は各部活動ごとの活動計画による）

※　大会参加等により、やむを得ず土・日曜日に活動する必要がある場合は、代替休養日を確保する。

（後期課程）　・原則として週２日以上の休養日を設定する。（詳細は各部活動ごとの活動計画による）

※　大会参加等により、やむを得ず休養日を確保できない場合は、代替休養日を確保する。また、後期課程は、群馬県のガイドラインに則り、前期課程教育の上に多様な教育が行われていることを考慮し、少なくとも週１日以上の休養日を設定する。

② 長期休業中の休養日の設定

（前期課程） ・土・日曜日は原則休養日とする。

・生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。（詳細は各部活動ごとの活動計画による）

※ 土・日曜日に活動する必要がある場合は、代替休養日を確保する。

（後期課程） ・学期中の休養日の設定に準ずる。

・生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。（詳細は各部ごとの活動計画による）

③ 活動時間

合理的でかつ効果的・効率的な活動を行い、長くとも平日では２時間程度で練習を終える。学校の休業日（学期中の土・日曜日を含む）では、３時間程度で活動を終える。

- 下校とは生徒が学校外に出る時刻とする。
- 以下の時間内に下校ができるものとする。
- 土曜ＳＵＰ以外の休日については特に定めない。

時刻／期間	前期課程		後期課程
	通　常	土曜ＳＵＰ	
４月～９月	１８：００	１７：１５	年間通して １９：００
１０月・２月・３月	１７：４５	１６：４５	
１１月～１月	１７：１５	１６：１５	

＊令和５年度より、４月～9 月の前期の活動時間が変更になりました。

- 学校外で活動している場合も同様とする。
- 前期課程では顧問の意向により下校時刻を３０分まで延長ができる。ただし、１年生は１学期期末考査終了まで延長はしない。また、後期課程では顧問の指導、保護者の合意を得て１時間程度の延長ができる。
- 休日の活動については、各顧問が指導できる時間内とする。
- 顧問は生徒の下校方法を把握し、電車等の時間を考慮した終了時刻とする。

④ 朝練習

- １年生の１学期期末考査終了後より認める。
- 活動時間は原則として７時３０分より８時１５分とし、顧問の指導のもと活動する。ただし、８時２５分からの朝ＳＵＰに間に合うこと。
- 活動については、強制参加ではなく、自主的な参加とする。

※ 各部の休養日及び活動時間の設定にあたっては、スポーツ庁及び伊勢崎市教育委員会のガイドラインを踏まえ、大会等が土曜日、日曜日に行われたり、季節等によって集中して行われたりする場合には、月間、年間単位で活動の頻度や時間の目安を定めるなど、総合的にガイドラインが守られるようにすることとされている。

また、伊勢崎市教育委員会のガイドラインでは、１週間を、９コマ（「月～金の５コマ」＋「土曜・日曜（午前午後）の２コマ×２の４コマ」の計９コマ）のうち４コマを休養とした、「５／９」（約５６％）を部活動の活動の原則とし、月単位等で弾力的に運用するように示されている。

本校においても、休業日の設定が週単位で難しい場合には、月単位、年間単位等で調整するなど、総合的にガイドラインが守るようにする。

３　部活動運営（部活動検討委員会、学校評議委員）

（１）部活動指導員・外部指導者について

専門的な指導を求める生徒や保護者のニーズに応えるとともに、教職員の指導力の向上、負担軽減のためにも、校長の了解の下、部活動指導員や外部指導者を活用する。

ただし、部活動は学校において計画する教育活動であることを踏まえ、顧問との役割分担を明確にした上で、各部の状況に合わせて活用する。

（２）部活動検討委員会について

本校の部活動検討委員会においては、群馬県の方針を踏まえ、学校評議員会を部活動検討委員会とする。なお、委員については、本年度より学校医を学校評議員に加え、活動内容や活動時間、学校と保護者の連携について検討する。

４　安心、安全な部活動

（１）効率的・効果的な活動の推進のための取り組み

運動部においては、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切にとりつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。指導に当たっては、生徒との信頼関係の下に、互いを尊重し合いながら活動を進めることが大切であり、身体に苦痛を与えたり高圧的な態度をとったりするような指導は行わないこと。

なお、文化部についても文化部活動の特性を踏まえつつ、この考えに準じて取り組むこととする。

（２）体罰等の許されない指導の未然防止

学校教育の一環として行われる部活動では、指導と称して殴る・蹴ること等はもちろん、懲戒として体罰が禁止されていることは当然である。また、指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為は許されない。

校長、顧問及びその他の学校関係者は、部活動での指導で体罰等を厳しい指導として正当化することは決して許されないものであるとの認識をもち、それらを行わないようにするための取組を行う。

なお、学校関係者のみならず、保護者等も同様の認識をもつことが重要であり、学校や顧問から積極的に説明し、理解を図る。

（３）天気や気象を考慮した指導

① 本校においては、全ての運動部顧問にＷＢＧＴを持たせ、毎日の部活動時に気象条件を確認する。特に高温・多湿下では、適切な水分・塩分の補給や健康観察を行い、熱中症に十分注意する。高温多湿（気温 25℃以上又は湿度 50％以上）となることが予想される場合、部活動開始前に、ＷＢＧＴ計（※）を使用した上で、熱中症予防運動指針に従って熱中症を予防するための対策を講じる。また、暴風や雷等に対して、練習や試合の中止及び中断の判断が的確に行えるよう、気象情報の収集に努めるとともに、判断基準を明確にしておく。

※　ＷＢＧＴ（Wet Bulb Globe Temperature）
人体の熱収支に影響の大きい、湿度、放射熱、気温の３つを取り入れた指標。高温下での作業やスポーツなどの時、暑さや熱による障害を防ぐために使用する。

② 部活動前の健康観察では、生徒各自に自己管理表を持たせるとともに、熱中症チェック表の項目を毎日確認する。部活動顧問の熱中症チェックについては、管理職が確認を行う。

（４）感染症対策を徹底した指導

①新型コロナウイルス感染症を含めた様々な感染症対策を徹底する。具体的には、できる限り３密を避ける、こまめに手洗いや手指消毒をおこなう、毎日の健康観察を欠かさない、体調の優れないときは活動に参加させない等の指導。

②各種目のガイドラインを確認し、それに沿った活動を徹底する。

５　経費

（１）活動に当たる経費を生徒会費から補助する。

（２）各部において部費を徴収する場合もある。ただし、集める場合は、必要最低限とし、金額については保護者の理解を得た上で決定する。その際、帳簿を作成し、年度末に会計報告をする。監査は教頭及び保護者代表が行う。

６　部活動への入部・退部

（１）入部について

担任から入部届を受け取り、必要な手順を踏んで顧問に提出する。

○　２，３年生の部活動へ加入を希望する生徒は、以下の手順による。

①担任から入部届を受け取る。

②必要事項に記入し、保護者の承諾印をもらう。

③担任に入部届を提出し、承諾印をもらう。

④保護者印、担任印の押印された入部届を、生徒が部活動顧問に提出する。

○　１年生の部活動へ加入を希望する生徒は、以下の手順による。

①部活動説明会を聞く。

②体験入部（仮入部）をする。

③担任から入部届を受け取る。

④必要事項に記入し、保護者の承諾印をもらう。

⑤担任に入部届を提出し、承諾印をもらう。

⑥保護者印、担任印の押印された入部届を、生徒が部活動顧問に提出する。

（２）退部について

退部を希望する生徒は、担任、部活動顧問と相談した後、顧問から退部届を受け取り、担任と保護者に承諾の上、承諾印をもらい、顧問に提出する。

７　参加する大会等の精選

（中学校・高等学校）体育連盟の主催大会、各種コンクール大会や発表会、市町村主催、関係団体主催など、多くの大会等が開催されており、生徒の技能の向上だけでなく、心身の健康についても配慮するため、参加する大会等を精選する。

このガイドラインは、平成３０年８月１日より施行する。

○令和３年４月１日　一部改正　　○令和４年４月１日　一部改正

○令和５年４月１日　一部改正